

平成30年9月6日

長崎県知事

中村 法道 様

公益社団法人長崎県看護協会

会 長 西村 伊知恵

要 望 書

高齢・多死社会の到来を控え、住み慣れた地域での在宅療養を最期まで支える「地域包括ケアシステム」の推進に向け、地域の看護サービスの整備は喫緊の課題です。

また、看護を必要とする人々は複数の疾患や複雑な社会的背景を有するなど、患者像・利用者像も大きく変化しています。このような状況下において、看護職には状況を的確に判断し対応するための看護実践力の向上やニーズの多様化に対応した役割発揮が求められています。

長崎県看護協会においても、「いのち・暮らし・尊厳を守り、支える看護」を目指す職能団体として、看護職の役割発揮のため、求められる人材の確保、専門性の向上等に、行政と連携して引き続き取組んでまいりたいと考えているところですので、以下の事項につきまして特段のご配慮、ご尽力を賜りますようお願いいたします。

要望事項

1. 地域包括ケアシステムの構築に向けた更なる取組の推進

- 1) 在宅医療の推進について
- 2) 県内市町の地域包括ケアシステム構築加速化に対する実効性ある支援
- 3) 県・市町における保健師の人材確保と統括保健師の配置の推進

2. 看護職員の資質向上の推進

- 1) 看護師の専門性の向上に向け、特定行為に係る研修の県内での実施及び受講体制の整備
- 2) 県立高校での准看護師養成の見直し

3. 看護職員確保対策

- 1) 医療勤務環境改善支援センターの充実・強化
- 2) 第8次看護職員需給見通し策定について

4 災害時の保健医療支援体制の強化

要望事項

1. 地域包括ケアシステムの構築に向けた更なる取組の推進

1) 在宅医療の推進について

地域包括ケアシステムを推進するためには、その重要な構成要素である在宅医療の更なる推進が求められる。県においては、今年度「訪問看護サポートセンター事業」に着手され、訪問看護事業所や訪問看護師を総合的に支援する環境整備を進めておられることについて、本協会のこれまでの要望をご理解いただいたものと感謝申し上げます。事業を受託した本協会としても、効果的かつ効率的な運営に努めると共に、重点目標に掲げる「地域包括ケアシステムの充実に向けた看護の役割推進」に取り組んでいるところである。

しかしながら、訪問看護推進に係る支援はまだ始まったばかりであり、更なる充実のためには、当面、本事業の継続をお願いしたい。

また在宅医療支援病院、在宅医療支援診療所の充実、在宅医療に従事する医師の確保等にも併せて取り組み、在宅医療の更なる推進を図っていただきたい。

2) 県内市町の地域包括ケアシステム構築加速化に対する実効性ある支援

地域包括ケアシステムの構築は、各市町で取り組みを進められているが、その取り組み状況、進捗における格差は依然として大きいものがある。県としても、従来から「長崎県地域包括ケアシステム加速化支援事業」等取り組んでおられると承知しているが、本協会が進めている各支部単位での地域包括ケア推進に向けた各種事業の中でも、「なかなか地元自治体や関係団体等との連携がうまく進まない、具体的な事業展開が見えない」等の意見もある。本協会としては、各保健所のリーダーシップを期待しているところである。特に、県保健師には、地域の実情に精通する保健・医療の専門職として、より広域的視座から、地域の健康課題を分析・評価し、県内各市町の特성에応じた地域包括ケア体制の構築を支援する重要な役割をはたしていただきたい。

3) 県・市町における保健師の人材確保と統括保健師の配置の推進

保健師には、地域包括ケア体制構築・推進の要としての役割が期待されている。また、近年多発している災害時における保健活動等の迅速な役割発揮のためにも、人材の確保と、併せて保健師の力を発揮できる体制づくりのためにも「統括保健師の配置」が望まれる。県としては、統括保健師を配置し、併せて今年度、圏域統括保健師を配置されたとうかがっており、その役割発揮に期待している。

しかしながら、県内市町の統括保健師の配置は進んでいない現状にあり、県の立場から、各市町へ「統括保健師の配置」について積極的な働きかけをお願いしたい。

2. 看護職員の資質向上の推進

1) 看護師の専門性の向上に向け特定行為に係る研修の県内での実施及び受講体制の整備

「特定行為に係る研修を受けた看護師」は、看護師の役割拡大とともに、離島・へき地や在宅医療の現場等、多くの医療課題を抱える領域、現場においては、その活躍が大きく期待されている。

しかし、県内では、当該研修を実施する機関はなく、遠隔地まで出かける必要があるため、特に活躍が期待される在宅医療等の現場からの研修受講は、非常に厳しい状況にある。県においては、今年度から、研修受講にあたっての所属施設への助成を計画していただいております、感謝申し上げます。

しかしながら、安定的に確実に研修修了者を確保していくためには、看護師が働きながら研修を受講できるよう、県内機関での研修の実現に向けて取り組んでいただきたい。

また、本協会としては、当該研修は、研修の質を保証する上でも、県内看護職の定着を図る要素としても、大学等での研修実施を期待するところである。

2) 県立高校での准看護師養成の見直し

県立高校での准看護師養成について、「地元医療への貢献、中学卒業者のニーズへの配慮、経済的に厳しい生徒の進路保障として、当面現状維持」という回答をここ数年いただいているが、長崎県看護協会、日本看護協会としては、現状の高度化した医療、患者ニーズの多様化等に対応するためには、看護基礎教育は、高校卒業後、4年制による教育が求められるとの考え方である。長崎県としても、平成19年に「看護師養成を、高校卒業+看護師3年課程での養成へ」という方針を示されており、福祉保健部と教育庁との方針に矛盾を生じているとも考える。

県民の安全・安心な医療の提供のためにも、県内学生の適切な看護職選択のためにも、県立高校における准看護師養成について、早急な見直しを行っていただきたい。

また、現在、「第三期高校学校改革基本方針」の策定に向けての検討中と聞いているが、是非、この件についても検討課題としていただきたい。

3. 看護職員確保対策

1) 医療勤務環境改善支援センターの充実・強化

県においては、医療勤務環境改善支援センターを設置し各医療機関の取り組みへの支援を実施されているが、同センターは、県内各医療機関にまだ十分周知、活用されておらず、また、同センターで実施されている「アドバイザー派遣事業」や「医療勤務環境改善支援事業補助金」等についても、各医療機関に十分認識されていないとの声も多いようである。

同センターの周知を図ると同時に、事業についても勤務環境改善に実効性のある事業の充実、強化、推進について、更なる検討をお願いしたい。

2) 第8次看護職員需給見通し策定について

看護政策、看護職員確保対策の推進における重要な基礎資料となる第8次看護職員需給見通しが、今年度策定されるとうかがっている。

策定にあたっては、次の点に留意の上、医療の現場、看護職員の就業実態等を踏まえ、現状に即したものとしていただきたい。

- ①広く関係者からの意見を反映させるための検討会等を設置していただきたい。
- ②単に各医療機関の意向のみでなく、医療計画、地域医療構想等を反映した必要看護職員数の推計をお示しいただきたい。
- ③看護職員の就業の実態について把握し、需要数をお示しいただきたい。

4 災害時の保健医療支援体制の強化

災害時の保健医療活動について、様々な団体、機関等が独自の専門チーム等を編成し、被災地、被災者、被災自治体等の支援にあたっているが、連携の不足や相互理解の不足等から、逆に被災地に負担をかけるケースもあると聞いている。各都道府県においては、そういった課題を解決するためにも災害医療コーディネーターを養成されていると承知しているが、各団体には、その役割等十分浸透していない。今年度初めて、コーディネーター研修に各団体にもオブザーバー参加を認めていただいたが、さらに、災害時には、県内の関係団体・各専門チームが互いの機能や役割を理解し、連携をはかりつつ、効果的な支援ができるよう、県としての次のような取り組みを行っていただきたい。

- ①災害医療訓練等のあり方の見直し（各市町を含めた関係団体、専門チームが参加するより実践的な訓練等の実施）
- ②各団体・専門チームの相互理解を深めるような研修会、交流会等の企画 等